

水資源の保全対策に係る市町村アンケート集計結果

- ・水資源の保全のための新たな制度創設の検討及び水資源保全の規制に関する県と市町村の役割分担などについて、現時点での方向性を把握するため、市町村に対してアンケート調査を実施し、回答をいただきました。
- ・調査対象期間 平成24年6月27日～平成24年7月18日
- ・回答率100% (77/77市町村)

■1 水資源(生活、農業、工業等のために利用する水をいう。以下同じ。)の保全について(現状、課題、今後の方向性など)

(1) 貴市町村管内において、貴市町村が直接管理している水資源を、次より選択してください。【複数選択可】

水道用水	75 市町村
農業用水	22 市町村
工業用水	2 市町村
その他	0 市町村
(回答数	77 市町村)

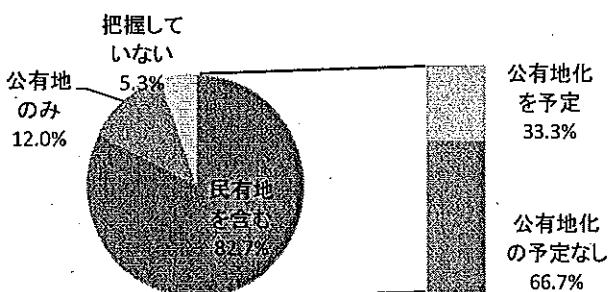
(2) 貴市町村が直接管理している水資源の水源地の種別を、次より選択してください。【複数選択可】

表流水(ダム・湖沼を含む)	54 市町村
地下水	60 市町村
湧水	51 市町村
伏流水	23 市町村
その他	0 市町村
(回答数	77 市町村)

(3) 表流水(河川法の適用を受ける一級河川、準用河川を除く)、地下水、湧水、を水源としている場合

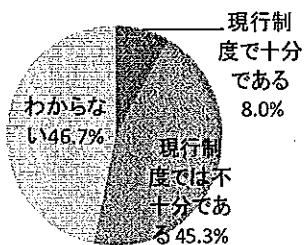
ア 水源地及びその周辺の土地(集水区域と思われるエリア)は、すべて公有地(国有地、県有地、市町村有地、財産区有地、地縁団体所有地など)ですか。

すべて公有地である	9 市町村
民有地を含んでいる	62 市町村
・公有地化を進める予定がある	21 市町村
・公有地化を進める予定はない	42 市町村
把握していない	4 市町村
(回答数	75 市町村)



イ 貴市町村が水源地及びその周辺の土地の公有地化を進める場合、現行制度で不十分な点はありますか。

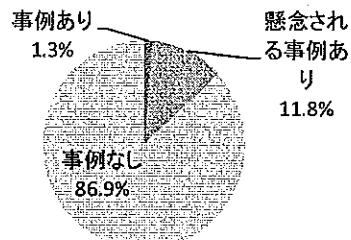
現行制度で十分である	6 市町村
現行制度では不十分である	34 市町村
わからない	35 市町村
(回答数	75 市町村)



【現行制度では不十分と考える理由】	
・租税特別措置法上の優遇措置が不十分	
・市町村への財政支援がない	
・山林では分筆登記が非常に大変	

(4) 貴市町村では、水資源を保全する上で、水源地の開発行為、土地取引、地下水の取水などに関し、具体的に問題となっている事例はありますか。

事例がある	1 市町村
問題が懸念される事例がある	9 市町村
事例なし	66 市町村
(回答数	76 市町村)

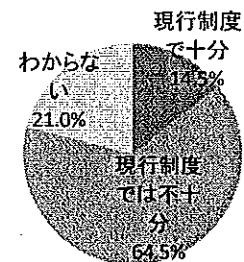


- ・観光開発(保養所用分譲地)を行なっていた事業者が倒産し、競売により第三者が土地の所有者となった。倒産した事業者は簡易水道事業者でもあったので水源の井戸がある土地も所有権移転されてしまった。
- ・ミネラルウォーターの製造を目的とする民間事業者が、上水道の水源地近くに、進出したいとの話があるが、具体的にはなっていない。
- ・井戸を有する個人、工場が多く、また、実効性がある規制がないため、最近、井戸を掘削して専用水道化した例があった。
- ・水源地を所有する個人地権者に土地買収交渉を行っているが、同意を得られない案件がある。

(5) 水源には、水道水源のほか、農業用水、工業用水などの水源がありますが、水源を保全するため、現在の制度(法律・条例など)による各種制度に加え、行政が更なる対策を講ずるべきと考えますか。それぞれの水源についてお答えください。

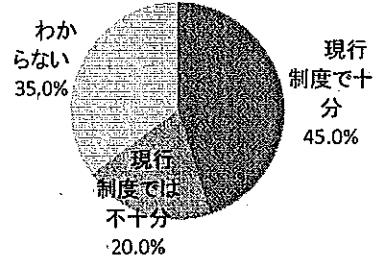
ア 水道水源

現行制度で十分	11 市町村
現行制度では不十分	49 市町村
わからない	16 市町村
(回答	76 市町村)



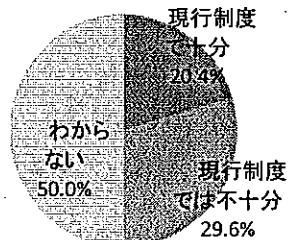
イ 農業用水の水源

現行制度で十分	27 市町村
現行制度では不十分	12 市町村
わからない	21 市町村
(回答	60 市町村)



ウ 工業用水の水源

現行制度で十分	11 市町村
現行制度では不十分	16 市町村
わからない	27 市町村
(回答	54 市町村)



(6) 水源地およびその周辺における民間等による地下水の取水により、貴市町村が管理する水源に対し具体的な影響や問題が生じていますか。

問題が生じている	0 市町村	問題が懸念される事例がある	4 市町村	問題は生じていない	73 市町村	問題が懸念される事例あり	5.2%	問題は生じていない	94.8%
(回答)	77 市町村)								

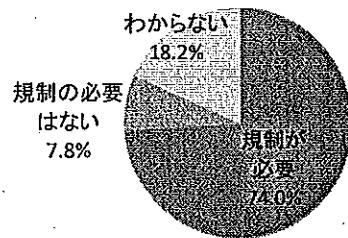
【具体例・問題が懸念される事例】

- ・民間企業による開発が噂されており、対応について検討している。

(7) 水源地及びその周辺地域について

ア 現行制度以外(現行制度の拡充を含む)の、地下水の取水規制は必要だと思いますか。

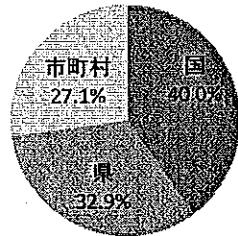
規制が必要	57 市町村	規制の必要はない	6 市町村	わからない	14 市町村	(回答)	77 市町村)
-------	--------	----------	-------	-------	--------	------	---------



- ・すべての地下水利用者が、その地域における地下水の水収支を考慮し、涵養等地下水保全に取り組む必要があり、その為には、取水規制も必要となる場合もあると考える。
- ・地下水の無秩序な取水から、水道水源となっている地下水を保全するためには地下水の取水規制が必要である。
- ・水道水源としての地下水が無秩序に取水されると、水道水の安定的な供給・水質維持に影響を与える恐れがある。
- ・地下水保全の観点から取水規制も重要であるが、民間の地下水利用を制限することは、企業活動に影響を与える恐れもあり、県や市町村レベルで実施するのは困難ではないか。

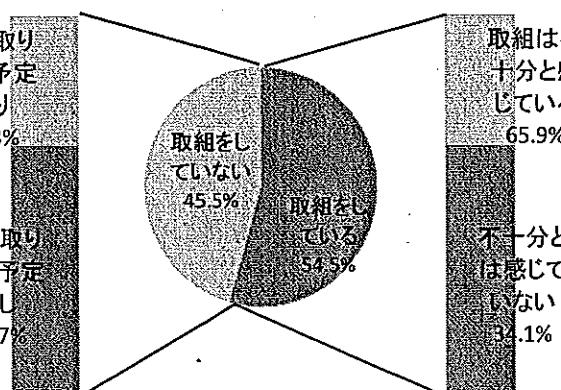
イ 規制が必要とお考えの場合、誰が行うのが良いと思いますか。【複数選択可】

国	28 市町村
県	23 市町村
市町村	19 市町村
(回答)	57 市町村



(8) 貴市町村では、水資源を保全するために、条例の制定や公有地化の推進など、何か取組をしていますか。

取組をしている	42 市町村	今後取り組む予定あり	27 市町村	取組をしていない	35 市町村	今後取り組む予定なし	12 市町村	(回答)	77 市町村)
〔・不十分と感じている						〔・今後取り組む予定あり			



【取り組んでいる内容】

- ・水資源保全条例により、地下水採取のための井戸掘削等について許可要件を定めている。
- ・一定規模以上の吐出口を持つ新設井戸を許可制としている。(環境保全条例)
- ・市条例により、地下水採取及び開発規制について、採取禁止区域の設定、許可及び届出制としている。
- ・保安林指定、水道水源保全区域の指定に取り組んできた。
- ・公有地化に伴う予算の計上

【取組が不十分と感じている理由】

- ・条例に地下水の取水規制、涵養について具体的な項目がない。
- ・揚水施設を擁する井戸についての「届出制」であるため、大規模な地下水取水を事前に把握しても対応できない。
- ・水源地保全(公有地化、土地取引への対応)という意味での条例が無い。
- ・水資源の保全は広域的な対策が必要であり、国・県レベルでの対策と近隣市町村との連携や、土地売買に関する対策が必要と考える。
- ・地下水涵養の取組みのうち、冬場における水田湛水が有効とされているが、地下水涵養の為の冬場の水利権の取得が、現行では不可能である。

【今後取り組むことを検討している事例】

- ・地下水取水規制を盛り込んだ、地下水保全条例(仮称)の検討
- ・近隣市町村と広域で検討しており、広域的な条例整備を進めたい。
- ・水資源の大切さの啓発

(9) 水資源を保全するためには、国や県、市町村においてどのような施策が必要と考えていますか。

【国】

- ・地下水を「公水」と位置づけ、水資源を保全するための法整備と、関連法の改正
- ・地方自治体が行う水源地の公有地化に対する財政支援
- ・地下水涵養を目的とする水利使用の許可

【県】

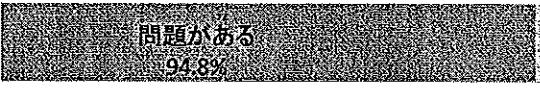
- ・水源地における土地取引の事前届出制度の創設
- ・市町村が行う、地下水取水規制制度への支援
- ・涵養対策等水資源保全対策の推進

【市町村】

- ・適正な地下水利用のルールづくり
- ・水源地等の実態調査と、住民の保全意識の向上の取り組み

■2 県が検討している新たな制度創設に対する基本的考え方について

(1) 水源地及びその周辺の土地について、行政が関与できないまま売買された場合、問題が発生するとお考えですか。

問題がある	73 市町村		問題なし	5.2%
特に問題はない	4 市町村	94.3%		
(回答)	77 市町村			

【問題があると考える理由】

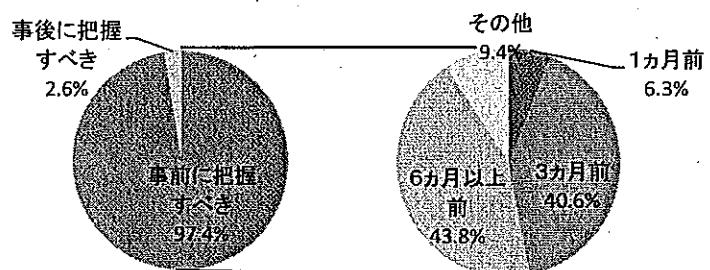
- ・水道用水などの水源地が仮に売買されれば、水道供給が不能となる可能性があり、住民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される。
- ・水源地周辺の土地が売買されると、水源地への立ち入り自体ができなくなる恐れもある。
- ・周辺地が開発されることにより、水源涵養能力がなくなる恐れがある。
- ・資源の枯渇、汚染等が考えられる。

【問題ないと考える理由】

- ・国有地内に水源があり、自由に売買できない。

(2) 水源地の土地取引について、行政が把握する仕組みが必要だと考えますか。また、事前に把握する場合は何ヶ月前までに届け出が必要と考えますか。

事前に把握すべき	75 市町村
事後に把握すべき	2 市町村
把握する必要はない	0 市町村
(回答)	77 市町村



【事前に把握すべき理由等】

- ・土地取引を事前に把握することで、保全が必要な水源地域の公有地化を優先的に進めることができる。
- ・土地所有者に対し、売り渡し予定地が重要な水源地域であり、保全が必要であることを説明し、公有地化への協力を求めることができる。
- ・土地取引を事前に把握する事で、保全が必要な地域かどうか土地所有者等と確認ができ、必要な措置について協力を求めることができる。
- ・当該市町村が多岐にわたる恐れがある場合に協議に時間がかかると思われる。

(3) 水源地の土地取引について、その利用目的を行政が把握する必要があると考えますか。

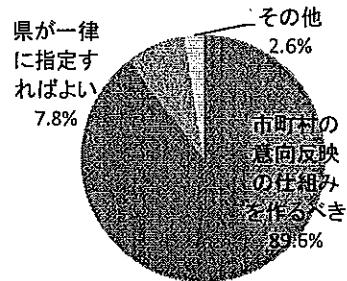
必要がある	76 市町村
必要はない	0 市町村
(回答	76 市町村)

【その理由を記載して下さい】

- ・土地の利用目的が水源地の保全を阻害する恐れのあるものであった場合、何らかの対応を求めることができる。
- ・目的も含めて把握しなければ、その土地取引から水資源に対してどのような影響が出るか、判断できない。

(4) 県では、水資源を保全するために必要な地域を指定(以下「保全地域」という)する仕組みを考えています。この「保全地域」について、市町村の意向を反映して指定することを考えていますが、このような考え方をどう思われますか。

市町村の意向反映の仕組みを作るべき	69市町村
県が一律に指定すればよい	6市町村
その他	2市町村
(回答	77市町村)



- ・保全が必要な水源地を把握しているのは市町村であることから、市町村の意向を反映すべき。
- ・水源地が山林の場合、山林の土地利用は多岐に亘るので、地元の意見は重要である。
- ・産業振興や観光開発などの側面から地域指定を避けてほしい地域があることが予想される。
- ・農業経営について、地域と地方自治体が協働して行っているため。
- ・県で一定の基準を示していただきたいうえで、市町村ごとの意向も踏まえて指定したらどうか。

(5) 保全地域について、貴市町村においては、どのような範囲が想定できますか。

- ・長野県水環境保全条例に規定する水道水源保全地区
- ・水道水源地の周辺
- ・水源地及びその周辺と水源林がある尾根までの範囲
- ・標高1,600メートル以上の地域(条例による開発禁止区域)など標高による指定
- ・水道用水の水源となっている〇〇沢(川)の集水域
- ・町の全域、村一円

(6) 水源地について、どのような土地利用が行われると水資源の保全に支障が生じると考えますか。

- ・地下水の大量取水を目的とした井戸の設置
- ・地下水を汚染する恐れのある開発行為
- ・水田の減少(減反政策等)
- ・林地の開発全般

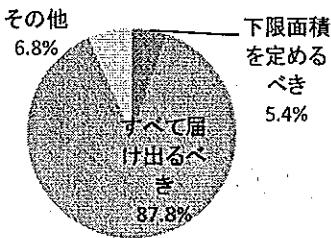
(7) 水源地の土地取引について、水資源の保全に支障が生じる土地利用が行われると考えられる場合、行政が勧告など何らかの関与を行うことができる仕組みが必要だと考えますか。

仕組みが必要である	75 市町村
その必要はない	1 市町村
(回答	76 市町村)

- ・法的対応の検討が必要
- ・水資源の保全に重大な影響を及ぼすような土地利用が行われる場合は、助言以上に強い勧告制度の仕組みが必要と考える。ただし、勧告制度が財産権の制限に抵触しないかどうか、法的な検討が必要と思われる。また、規制遵守のため、実効性の伴う罰則規定が必要。

(8) 新たな制度で保全地域の土地取引について届出制を導入する場合、下限面積を定めるべきだと考えますか。

下限面積を定めるべき	4 市町村
すべて届け出るべき	65 市町村
その他	5 市町村
(回答)	74 市町村



【下限面積を定めるべき】

・具体的な面積の判断はできないが水源地保全に影響しないような面積まで対象とするのは、本来目的からして不要と思われる。

【すべて届け出るべき】

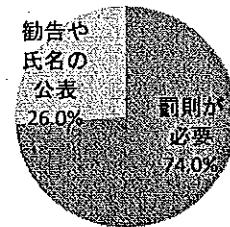
- ・面積と取水量が比例しないため、すべての取引について把握する必要がある。
- ・土地取引の目的が重要で、面積は関係ないと思われる。

【その他】

- ・地下水の取水は、取水量による制限がよいと考える。

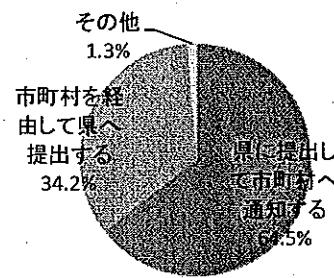
(9) 新たな届出制を導入する場合、その実効性を確保するための措置(罰則など)を講ずるべきだと考えますか。

罰則が必要	54 市町村
勧告や氏名の公表	19 市町村
罰則や勧告は必要ない	0 市町村
(回答)	73 市町村



(10) 新たな届出制を導入する場合、事務の流れについて、どのような仕組みがよいと考えますか。

県に提出して市町村へ通知する	49 市町村
市町村を経由して県へ提出する	26 市町村
その他	1 市町村
(回答)	76 市町村



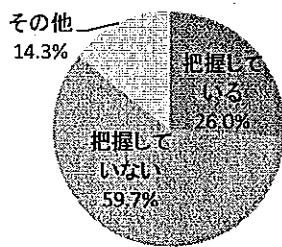
(11) 県が検討する新たな制度創設に関し、意見・要望等がございましたらお書きください。

- ・水源地域に指定した区域の森林売買に関する事前届出制は有効であると考えるが、水源保全のための実効力をもつた条例となるよう検討を進めていただきたい。
- ・水源地域における土地取引を事前に把握するのみでなく、必要に応じて開発を規制できないと保全はできないので、届出以上に踏み込んで頂きたい。
- ・地域指定に当たっては、当該市町村以外の市町村の地域についても指定を申し出られるような仕組みを作っていただきたい。(地下水は複数の市町村に広く分布している場合があり、1市町村のみの指定では保全が図られない恐れがあるため)
- ・県と市町村との役割分担について、十分、市町村と協議を行っていただきたい。
- ・水資源保全地域の土地の関する情報は、データベースとして整理するなど、広く情報提供(共有)できるようにしていただきたい。

■3 その他

(1) 貴市町村において、管内の民間企業等による地下水の取水状況(施設の状況、取水量など)を把握していますか。

把握している	20 市町村
把握していない	46 市町村
その他	11 市町村
(回答)	77 市町村

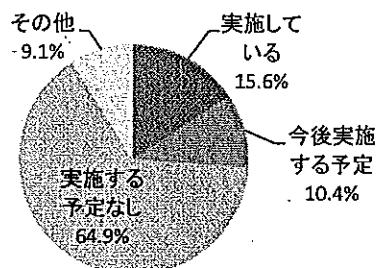


- ・許可をした井戸を利用する場合は、揚水量を報告してもらっている。
- ・一定規模以上の揚水施設については条例に基づく届出で把握しているが、実際の取水量は把握していない。
- ・一定規模以上の新設井戸は把握している。
- ・下水道処理区域内では流入量を算出するため、事業者の井戸の設置状況は把握している。

(2) 貴市町村において、地下水に関する調査(賦存量、需給動向、水位の変動など)について

ア 地下水に関する調査を実施

実施している	12 市町村
今後実施する予定	8 市町村
実施する予定なし	50 市町村
その他	7 市町村
(回答)	77 市町村



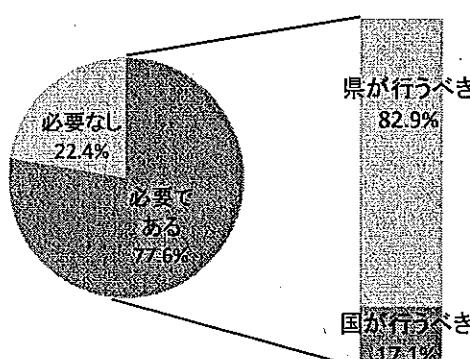
イ (実施している又は実施予定の場合)調査結果のデータ等を県や他の市町村へ提供することは可能ですか。

提供できる	18 市町村
提供できない	1 市町村
(回答)	19 市町村



ウ (実施予定なし又はその他の場合)地下水に関する調査(賦存量、需給動向、水位の変動など)は必要だと考えますか。

必要である	45 市町村
・国が行うべき	7 市町村
・県が行うべき	34 市町村
・市町村が行うべき	0 市町村
必要なし	13 市町村
(回答)	58 市町村



【調査が必要となる理由】

- ・地下水は目に見えないことから、分布の状況や賦存量を把握しなければ、的確な保全対策を講ずることはできない。
- ・すぐに調査する必要はないと思うが、地下水の保全を進める上では、今後調査する必要があると考える。
- ・水収支は、数字的に表わすことができ、ある程度の推量が図られると思われるが、予算的に困難である。

【調査の必要がない理由】

- ・表流水利用がほとんどであるため。
- ・地下水が少なく、民間企業等による大量取水が考えられないため。
- ・現在のところ必要はないと思う。調査が必要と思われる場合は検討したい。

【国】

- ・国主導で行い、関係行政が協力していかなければ、結局他人事になってしまう。
- ・工業統計調査など他の調査で同類の調査があるのではないか。

【県】

- ・地下水については、隣接する市町村にも関連があり、広域的な対応が必要となるため、県での調査をお願いしたい。
- ・統一した方式で広域的に調査を実施するのが好ましいため、県で調査をお願いしたい。
- ・地下水の分布に行政区域(都道府県、市町村)はないことから、全国的な調査が必要であり、本来国が実施すべきと思料するが、早急な対応が必要であるため、県で調査をお願いしたい。なお、当該調査に要する経費については、国に財政支援(特別交付税措置等)を要請すべきと思われる。

■4 その他、水資源保全全般でご意見等がございましたらお書きください。

- ・現在の民法における財産権の考え方に基づけば土地の所有により莫大な量の取水を可能とし、地域住民の生活、経済活動への著しい影響を及ぼす可能性がある。
- ・与野党を越えて、水環境基本法の成立に向けた動きがあるが、現代の国内状況、世界情勢を見極めたうえで、早期に成立することを期待している。加えて、理念法の基に実効性のある法を設置することが肝要であり、むしろ、その法整備こそが時代の要請であると強く信じている。
- ・地下水の取水規制については、水資源保全の視点ばかりでなく、水道事業の健全化という視点も必要ではないか。(大手企業が水道料への支出を抑えるため、自社所有地に井戸を掘削し、地下水を大量に汲み上げているという事例もある。こうした事例が増加すると、公営水道を利用する企業が減少し、水道事業の経営を圧迫することにもなりかねず、対応を考えていく必要があるのではないか。)
- ・森林内では自分の土地がどこまでかわからない地権者も多いようです。公有化や保安林など保全する地域を決定するためには所有形態や土地の把握が必要と思います。
- ・外国資本による森林買収の市町村名や面積などは情報としていただきましたが、買収されるまでの経緯や状況を出来る範囲で結構ですので情報としていただければ対策もしやすくなります。
- ・水資源保全のルール化は、本来は国によって対応されるべきだと強く感じている。